

令和6年度 豊田市立大畠小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童でもいじめの被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

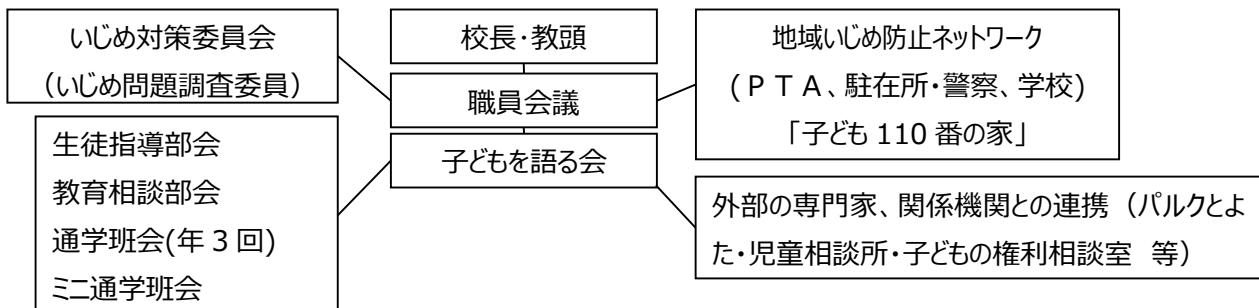
これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな変化を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係を作り、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、本校では児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

- ・「指導する」ことの前に「理解すること」があるという共通認識をもって児童と接し、教育相談などの相談活動を充実させる。定期的に「子どもを語る会」や「いじめ対策委員会」、「不登校対策委員会」、「生徒指導委員会」において、教職員で情報交換をすることにより、児童の問題行動の理解に努める。
- ・「なかよし班」という縦割り班活動を設定し、他学年と協力する態度や思いやりの心、責任感を育てる。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な支援を求める。



（1）「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と状況の確認
 - ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議において、「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめの様態、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議、いじめ対策委

員会・不登校対策委員会、現職教育研修などで取り上げ、教職員間の綿密な情報交換、共通理解を図る。

- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、正確な事実把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・重大事態が疑われる場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・パルクとよたの指示のもと、学校から駐在所・警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) いじめ対策委員会の構成員

【教職員】

○校長 ○教頭（教育相談コーディネーター） ○教務主任 ○校務主任 ○教育相談主任

○生徒指導主任 ○養護教諭 ○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー 等

※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える。

○民生児童委員代表 ○学校運営協議会委員 ○PTA代表者 等

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・教職員で児童の実態と指導方針を共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、年2回、「いじめ対策委員会」を開催する（7月、12月）。

イ 職員会議後、年6回「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催

する。

3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

(1) 未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。
- キ 地域の教育力を生かし、児童に地域社会とかかわらせながら幅広い生活体験を積ませ、社会性の滋養や豊かな情操を養う活動の積極的な推進を図る。
- ク 教育相談コーディネーター（教頭）を中心に、スクールカウンセラーや心の相談員との連携を密にとりながら、困っている児童に対し、心のケアやさまざまな手立てを丁寧に行う。
- オ いじめアンケートやhyper-QU、教育相談、学習用タブレットによる「先生たすけて」の活用により児童の人間関係や心の状態の把握に努める。

(2) 早期発見の取組

- ア 教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談（6月・12月）を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 月に1回職員会議後に「教員チェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- オ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- キ 保護者向けのいじめアンケートを実施し、家庭での子どもの変化に気付くことができるよう保護者と連携して対応する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめ解決の目安〉

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教職員から見て、現在いじめないと判断できる。

4 重大事態への対応

- (1) 事案に対し「いじめ早期相談票」を適切に教育委員会へ提出するとともに、重大事態が疑われる場合は、状況を教育委員会に報告する。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止委員会」を開催し、事案に応じてスクールカウンセラーなどの適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに関する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、児童生徒や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を年に1回実施(1月)、保護者アンケートを年に1回実施し、いじめ防止対策組織で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめの防止に関する校内研修（OJT研修）を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○児童、保護者へ相談室やSCの活用を周知 ○学級開き、学年開き ○通学班会 ○縦割り班出会いの会	○児童、保護者へ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体計測 ○いじめサイン発見チェックシートHPに掲載	○授業参観・PTA総会(電子決議)・学級懇談会
5月			○学習用タブレット「先生たすけて」開始	○学校運営協議会 ○学校公開日
6月		○児童アンケート ○いじめ対策委員会	○なかよし班遊び(縦割り) ○Hyper-QU実施 ○なかよし班遊び(縦割り)	○教育相談事前アンケート ○教育相談
7月				○個別懇談会
8月	○校内学校評価委員会			
9月		○いじめ防止に関する校内研修 ○通学班会	○身体計測	
10月	○児童アンケート	○大畠フェスティバル実行委員 ○大畠フェスティバル	○教育相談事前アンケート	
11月		○なかよし班遠足 ○なかよし班遊び(縦割り) ○Hyper-QU実施	○教育相談	○学校公開日
12月	○いじめ対策委員会	○人権週間(集会、道徳、標語) ○赤い羽根募金活動		○保護者への学校評価アンケート ○個別懇談会(希望制)
1月		○なかよし班遊び(縦割り) ○なわとび大会ボランティア ○なわとび大会	○身体計測 ○教育相談事前アンケート	○学校保健委員会 ○学校公開日
2月	○児童アンケート ○学校自己評価	○学習発表会 ○なかよし班遊び(縦割り)	○教育相談	○学校公開日 ○学校運営協議会 ○個別懇談会
3月	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会 ○通学班会	○文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査	○学校自己評価の結果を検証 ○小中引き継ぎ
通年	○校内のいじめに関する情報の共有(子どもを語る会) ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的に開催(OJT)	○縦割り清掃 ○道徳教育、異学年交流や体験活動の充実、分かる授業の充実 ○デジタルシティズンシップ教育の推進 ○権利学習プログラム ○Hyper-QUの活用	○健康観察の実施 ○SC・心の相談員による相談 ○随時相談	○登下校の見守り(月に1回) ○ボランティアによる支援 ○民生児童委員による「愛のひとこえ運動」

*いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。